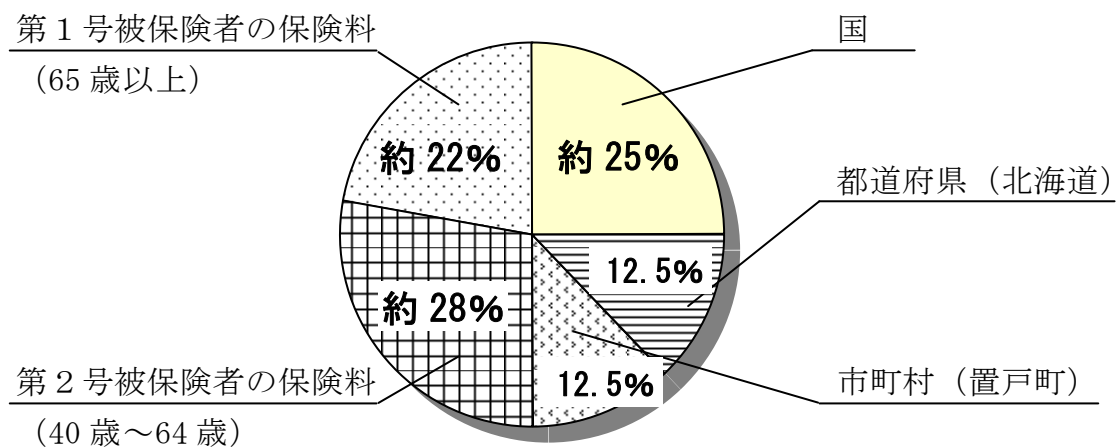


8 給付額、保険料の見込み、適正化

(1) 介護保険事業に係る給付費の仕組み及び見込額

介護保険事業に係る事業費は、介護サービスの総事業費から利用者負担分（介護サービスを利用した費用の1割。一定以上所得者の方は2割。）を除いた額である標準給付費をいいます。

①標準給付費の財源構成（予防給付・介護給付）



② 標準給付費の見込額

標準給付費の見込額については、国（厚生労働省）のワークシートに基づき、第6期計画期間（3年間）トータルで1,064,392千円と推計してします。

※標準給付費とは、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が特別養護老人ホーム緑清園等に入所、またはショートステイに滞在したときの食費・居住費（滞在費）につき、「基準費用額」から「負担限度額」を差引いた額。）、高額介護サービス費等給付額（要介護者等が1カ月に支払った利用者負担（1割。一定以上所得者の方は2割。）が、一定の上限額を超えたときに払い戻しされる額）、算定対象審査支払手数料（国保連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

■計画期間における標準給付費見込額

(単位：千円／年)

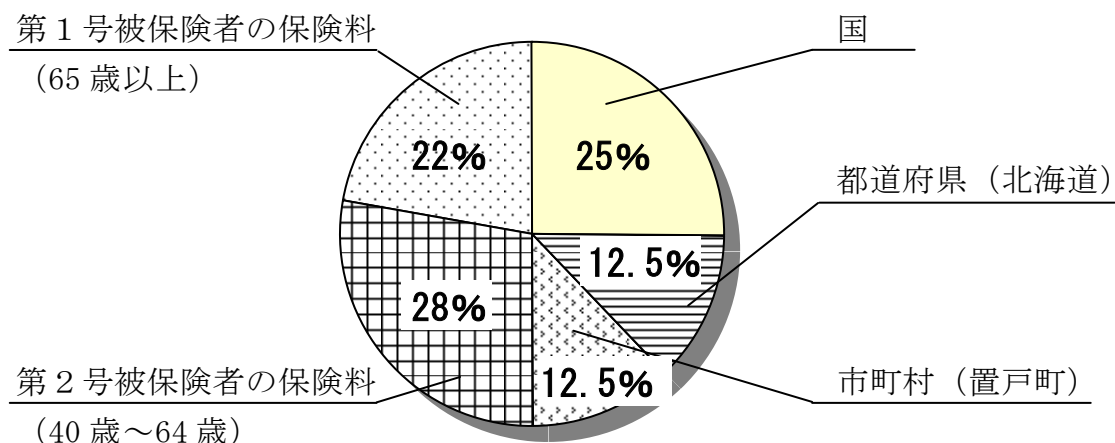
区 分	平成 27年度	28年度	29年度	合 計
①居宅サービス	92,101	102,011	115,939	310,051
訪問介護	9,906	13,586	21,728	45,220
訪問看護	2,110	2,060	2,157	6,327
通所介護	20,884	25,491	28,633	75,008
短期入所生活介護	13,726	14,491	16,721	44,938
特定施設入居者生活介護	41,964	41,882	41,844	125,690
福祉用具貸与	3,071	4,044	4,334	11,449
特定福祉用具販売	440	457	522	1,419
②地域密着型サービス	52,336	52,256	86,559	191,151
認知症対応型共同生活介護	52,336	52,256	52,277	156,869
小規模多機能型居宅介護	0	0	34,282	34,282
③住宅改修	940	1,019	1,023	2,982
④居宅介護支援	8,895	9,533	9,698	28,126
⑤介護保険施設サービス	121,706	121,471	148,757	391,934
介護老人福祉施設	121,706	121,471	148,757	391,934
介護老人保健施設	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0
介護サービスの総給付費（①～⑤計）	275,978	286,290	361,976	924,244
⑥介護予防サービス	20,516	21,825	14,983	57,324
介護予防訪問介護	3,696	4,033	2,067	9,796
介護予防訪問看護	2,170	2,287	2,439	6,896
介護予防通所介護	8,338	8,954	3,460	20,752
介護予防短期入所生活介護	2,610	2,654	2,894	8,158
介護予防特定施設入居者生活介護	2,029	2,025	2,025	6,079
介護予防福祉用具貸与	1,279	1,421	1,520	4,220
特定介護予防福祉用具販売	394	451	578	1,423
⑦地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑧住宅改修（予防）	1,025	1,057	1,128	3,210
⑨介護予防支援	2,296	2,472	2,671	7,439
介護予防サービスの総給付費（⑥～⑨計）	23,837	25,354	18,782	67,973
総給付費（①～⑨計）	299,815	311,644	380,758	992,217
⑩一定以上所得者の利用負担見直しに伴う影響額	607	969	1,215	2,791
総給付費（一定以上所得者負担の調整後） （①⑨計－⑩）	299,208	310,675	379,543	989,426

区 分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	合 計
特定入所者介護サービス費等給付額	15,396	15,852	16,742	47,990
高額介護サービス費等給付額	6,401	6,554	6,711	19,666
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,020	2,120	2,220	6,360
審査支払手数料	296	317	337	950
標準給付費見込額	323,321	335,518	405,553	1,064,392

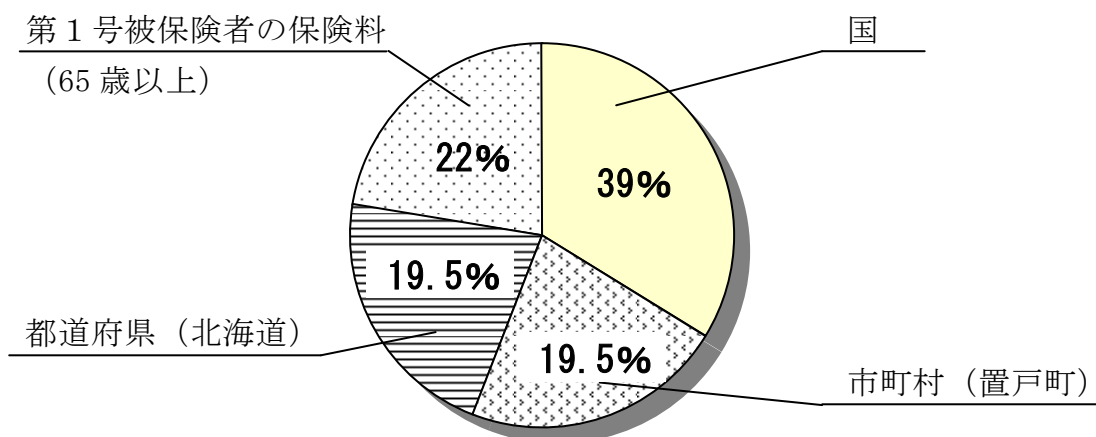
(2) 地域支援事業に係る事業費の仕組み及び見込額

地域支援事業に係る経費は、国が定めた基準により、標準給付費見込額から審査支払手数料を引いた額に3%を乗じた額の範囲以内となっていました。平成29年度からは、地域支援事業全体の上限は設定せず、「総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」の2つの区分で上限管理を行うこととされました。

①財源構成（介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業）



②財源構成（包括的支援事業・任意事業）



③地域支援事業費の見込額

地域支援事業費の見込額については、国（厚生労働省）のワークシートに基づき、第6期計画期間（3年間）トータルで47,532千円と推計しています。

■計画期間における地域支援事業費見込額

（単位：千円）

区 分	平成 27年度	28年度	29年度	合 計
地域支援事業費見込額	9,690	10,056	27,786	47,532
保険給付見込額に対する割合（％）	3.0	3.0	（注1）	

（注1）平成29年度は、次のような考え方で見込みました。

- ・総合事業

平成28年度の予防給付（訪問介護、通所介護、介護予防支援）及び介護予防事業の実績額に、75歳以上高齢者数の伸び率を乗じた額から、平成29年度の予防給付で対応する費用を除いた額。

- ・包括的支援事業・任意事業

平成26年度の上限額（平成26年度介護給付費見込額の2％）に、65歳以上高齢者数の伸び率を乗じた額と認知症施策及び生活支援サービス体制整備にかかる費用の合計額。

（3）被保険者数の推計

第2章第1節 高齢者の現状と推計（P.8）で推計した高齢者数等人口の推計から介護老人福祉施設等の住所地特例者を除いた被保険者数の見込みは、以下のよう
に推計されます。

■被保険者数の推計

（単位：人）

区 分	平成 12年度	17年度	22年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
第1号 被保険者	1,184	1,245	1,271	1,276	1,309	1,301	1,305	1,181
65～74歳	661	596	533	526	521	514	509	385
75歳以上	523	649	738	750	788	787	796	796
第2号 被保険者 (40～64歳)	1,452	1,227	1,088	980	908	879	852	676

（4）保険料見込額

第1号被保険者は、平成27年度から平成29年度までの3年間に必要とされる標

準給付費及び地域支援事業費の見込額の約 22%を負担することになります。

(5) 第6期介護保険料の負担見直しと軽減措置について

①保険料の標準段階の見直し

第5期計画から所得段階を6段階（特例第3段階と特例第4段階を含めると8段階）に区分して介護保険料を設定しております。第6期計画では、所得水準に応じて段階を細分化し9段階に見直します。

■第5期介護保険事業計画における
保険料段階

段階	段階区分
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入額＋合計所得金額の合計が80万円以下の方
特例第3段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方
特例第4段階	本人が住民税非課税（世帯に課税者がある場合）で年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に課税者がある場合）で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円未満の方
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上の方

■第6期介護保険事業計画における
保険料段階

段階	段階区分
第1段階	第5期計画の第1段階及び第2段階と同じ
第2段階	第5期計画の特例第3段階と同じ
第3段階	第5期計画の第3段階と同じ
第4段階	第5期計画の特例第4段階と同じ
第5段階	第5期計画の第4段階と同じ
第6段階	合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	合計所得金額が120万円以上190万円未満の方
第8段階	合計所得金額が190万円以上290万円未満の方
第9段階	合計所得金額が290万円以上の方

統合

細分化

細分化

②介護給付費準備基金の取り崩し

介護給付費準備基金を3年間で約1,500万円取り崩し、保険料の上昇を抑制します。

③低所得者の負担軽減

介護保険制度の改正により、住民税非課税世帯の低所得者を対象に軽減割合の拡大を図ります。

平成27年度からは、特に所得の低い方（保険料段階第1段階）の軽減を実施します。また、保険料段階第1段階の方の更なる軽減と第2段階・第3段階の方の軽減は、政令に規定されたのちに実施します。

(6) 保険料基準額の改正について

(5) ①の保険料段階の見直しと②の介護給付費準備基金の取り崩しを執行し、第6期介護保険事業における介護保険料の基準額を4,200円とします。

■本町の第1号被保険者介護保険料（基準）額の経緯

計画期		第1期計画	第2期計画	第3期計画
計画期間		平成12～14年度	平成15～17年度	平成18～20年度
介護保険料 (基準額)	年額	32,400円	34,400円	34,800円
	月額	2,700円	2,867円	2,900円
増減額	月額	/	167円	33円
増減率			6.2%	1.2%

計画期		第4期計画	第5期計画	第6期計画
計画期間		平成21～23年度	平成24～26年度	平成27～29年度
介護保険料 (基準額)	年額	38,400円	40,800円	50,400円
	月額	3,200円	3,400円	4,200円
増減額	月額	300円	200円	800円
増減率		10.3%	6.3%	23.5%

■所得段階別第1号被保険者の保険料

区分	所得区分	所得段階別加入者数	保険料(年額)
		基準額に対する割合	保険料(月額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	301人	25,200円
		50%	2,100円
	制度改正による低所得者軽減実施後 (※〔 〕内は更なる軽減の実施後)	301人	22,680円 〔20,160円〕
	45% 〔40%〕	1,890円 〔1,680円〕	
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	170人	31,500円
		62.5%	2,625円
	制度改正による低所得者軽減実施後 (※〔 〕内は更なる軽減の実施後)	170人	〔25,200円〕
	〔50%〕	〔2,100円〕	
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	157人	37,800円
		75%	3,150円
	制度改正による低所得者軽減実施後 (※〔 〕内は更なる軽減の実施後)	157人	〔35,280円〕
	〔70%〕	〔2,940円〕	
第4段階	・本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる場合)で年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	140人	44,100円
		87.5%	3,675円
第5段階	・本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる場合)で年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	173人	50,400円
		100%	4,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	191人	60,480円
		120%	5,040円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	93人	65,520円
		130%	5,460円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	53人	75,600円
		150%	6,300円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方	31人	85,680円
		170%	7,140円

〔 〕内の割合及び保険料は、今後政令に規定されたのちに実施します。

(7) 低所得者対策について

①介護保険料の減額

保険料の単独減免については、国が従前から介護保険法の趣旨を踏まえ適当でないとして「3原則の遵守」を適正に対応するよう求められています。

* 保険料の単独減免に関する3原則

- ・ 保険料の全額減免は行わない。
- ・ 収入のみに着目した一律の減免は行わない。
- ・ 保険料減免分に対する一般財源の投入は行わない。

②介護サービス利用者負担金の減額

介護保険制度における利用者負担の上限設定として、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の支給、施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費の負担額軽減を行っており、第6期計画においても実施します。